

上尾市子育て支援センター管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第32号

上尾市子育て支援センター管理規則等の一部を改正する規則

(上尾市子育て支援センター管理規則の一部改正)

第1条 上尾市子育て支援センター管理規則(平成14年上尾市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 4 条関係）

上尾市子育て支援センター利用団体登録申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市長

所在地

申請者 団体の名称

代表者の氏名

上尾市子育て支援センターの利用団体の登録について、上尾市子育て支援センター管理規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

ふりがな 団体の名称		
代表者	ふりがな 氏名	電話 ファックス
	住所 (方書 )	
	電子メール	
連絡先  ※ 上記の代表者と異なる場合は、ご記入ください。	ふりがな 氏名	電話 ファックス
	住所 (方書 )	
	電子メール	
こどもの生年月	年 月生まれ ~ 年 月生まれ	
見学の可否	可 ・ 不可	
構成員数	組 人 (こども 人、保護者 人)	

第3号様式中「子ども」を「こども」に改める。

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

上尾市子育て支援センター利用(利用変更)申請書

年 月 日	
(宛先) 上尾市長	
住 所	
申請者 氏 名	
電話番号	
上尾市子育て支援センターの利用（利用変更）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
利用日時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
利用目的	サークル活動（サークル名 )
予定人数	人 (保護者 人 こども 人)
備 考	* 見学について ( 可 不可 ) 他 * こども対象年齢層 年 月生まれ ~ 月生まれ (兄弟・姉妹等の同席は含めない)

第6号様式（第5条関係）

上尾市子育て支援センター利用(利用変更)許可書

年 月 日	
様	
申請のあった上尾市子育て支援センターの利用(利用変更)については、次のとおり許可します。	
上尾市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
利用日時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
利用目的	サークル活動(サークル名 )
予定人数	人 (保護者 人 こども 人)
利用条件	見学 (可 不可) 他
備考	

(上尾市子どもショートステイ事業実施規則の一部改正)

第2条 上尾市子どもショートステイ事業実施規則(平成31年上尾市規則第32号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市こどもショートステイ事業実施規則

第1条から第4条までの規定中「子どもショートステイ事業」を「こどもショートステイ事業」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「子どもショートステイ事業を」を「こどもショートステイ事業を」に、「上尾市子どもショートステイ事業利用申請書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用申請書」に、「子どもショートステイ事業の」を「こどもショートステイ事業の」に改め、同項第1号中「子どもショートステイ事業」を「こどもショートステイ事業」に改め、同項第2号中「上尾市子どもショートステイ事業利用調書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用調書」に改め、同条第2項中「子どもショートステイ事業」を「こどもショートステイ事業」に改める。

第6条第1項中「上尾市子どもショートステイ事業利用決定通知書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用決定通知書」に、「上尾市子どもショートステイ事業利用却下通知書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用却下通知書」に改め、同条第2項中「上尾市子どもショートステイ事業委託通知書」を「上尾市こどもショートステイ事業委託通知書」に、「上尾市子どもショートステイ事業利用申請書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用申請書」に、「上尾市子どもショートステイ事業利用調書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用調書」に改める。

第7条第1項中「上尾市子どもショートステイ事業利用期間変更申請書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用期間変更申請書」に改め、同条第2項中「上尾市子どもショートステイ事業利用期間変更決定通知書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用期間変更決定通知書」に、「上尾市子どもショートステイ事業委託変更通知書」を「上尾市こどもショートステイ事業委託変更通知書」に改める。

第8条第1項中「子どもショートステイ事業」を「こどもショートステイ事業」に改め、同条第2項中「子どもショートステイ事業」を「こども

ショートステイ事業」に改め、同条第3項中「第2項ただし書」を「前項ただし書」に、「上尾市子どもショートステイ事業利用申請書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用申請書」に改める。

第9条中「子どもショートステイ事業」を「こどもショートステイ事業」に改める。

第12条第1項及び第2項中「子どもショートステイ事業」を「こどもショートステイ事業」に改め、同条第3項ただし書中「上尾市子どもショートステイ事業登録証」を「上尾市こどもショートステイ事業登録証」に改める。

第13条第1項中「上尾市子どもショートステイ事業実績報告書」を「上尾市こどもショートステイ事業実績報告書」に、「子どもショートステイ事業を」を「こどもショートステイ事業を」に改め、同項ただし書中「子どもショートステイ事業の」を「こどもショートステイ事業の」に改め、同項第1号中「上尾市子どもショートステイ事業利用確認書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用確認書」に改め、同項第2号中「上尾市子どもショートステイ事業委託料請求書」を「上尾市こどもショートステイ事業委託料請求書」に改める。

第14条中「子どもショートステイ事業」を「こどもショートステイ事業」に改める。

別表第1備考中「子どもショートステイ事業」を「こどもショートステイ事業」に改める。

第1号様式中「上尾市子どもショートステイ事業利用申請書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用申請書」に、「上尾市子どもショートステイ事業実施規則」を「上尾市こどもショートステイ事業実施規則」に改める。

第2号様式中「上尾市子どもショートステイ事業」を「上尾市こどもショートステイ事業」に改める。

第3号様式（第1面）を次のように改める。

上尾市こどもショートステイ事業利用調書

年 月 日

1 児童と家族の状況

(ふりがな)			生年月日	性別	男・女
児童氏名			年 月 日		
就学状況	学校等の名称	※(送迎先: )		学年等	
	所在地	※(送迎先: )		電話番号	※(送迎先: )
住 所	〒 ー 電話番号 ( ) [ 自宅・父携帯・母携帯 ]				
健康保険	種類				
	記号		番号		
	保険者番号				
	保険者名				
家 族	(ふりがな) 氏 名	児童との 続柄	生年月日	勤務先・通園(通学)施設	
				名 称: 所在地: 電 話:	
				名 称: 所在地: 電 話:	
				名 称: 所在地: 電 話:	
				名 称: 所在地: 電 話:	
				名 称: 所在地: 電 話:	
緊 急 連 絡 先	氏 名	児童との 続柄	住所(電話番号)		
			<input type="checkbox"/> 上記住所及び電話番号と同じ 電話番号 ( )		

※送迎希望で、送迎先が上記と異なる場合に記入。

第4号様式中「上尾市子どもショートステイ事業利用決定通知書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用決定通知書」に、「子どもショートステイ事業の」を「上尾市こどもショートステイ事業の」に、「上尾市子どもショートステイ事業実施規則」を「上尾市こどもショートステイ事業実施規則」に改める。

第5号様式中「上尾市子どもショートステイ事業利用却下通知書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用却下通知書」に、「上尾市子どもショートステイ事業の」を「上尾市こどもショートステイ事業の」に、「上尾市子どもショートステイ事業実施規則」を「上尾市こどもショートステイ事業実施規則」に改める。

第6号様式中「上尾市子どもショートステイ事業委託通知書」を「上尾市こどもショートステイ事業委託通知書」に、「上尾市子どもショートステイ事業の」を「上尾市こどもショートステイ事業の」に、「上尾市子どもショートステイ事業実施規則」を「上尾市こどもショートステイ事業実施規則」に改める。

第7号様式中「上尾市子どもショートステイ事業利用期間変更申請書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用期間変更申請書」に、「上尾市子どもショートステイ事業の」を「上尾市こどもショートステイ事業の」に、「同規則」を「上尾市こどもショートステイ事業実施規則」に改める。

第8号様式中「上尾市子どもショートステイ事業利用期間変更決定通知書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用期間変更決定通知書」に、「上尾市子どもショートステイ事業の」を「上尾市こどもショートステイ事業の」に、「上尾市子どもショートステイ事業実施規則」を「上尾市こどもショートステイ事業実施規則」に改める。

第9号様式中「上尾市子どもショートステイ事業委託変更通知書」を「上尾市こどもショートステイ事業委託変更通知書」に、「上尾市子どもショートステイ事業の」を「上尾市こどもショートステイ事業の」に、「上尾市子どもショートステイ事業実施規則」を「上尾市こどもショートステイ事業実施規則」に改める。

第10号様式中「上尾市子どもショートステイ事業登録証」を「上尾市こどもショートステイ事業登録証」に、「上尾市子どもショートステイ事

業の」を「上尾市こどもショートステイ事業の」に改める。

第11号様式中「上尾市子どもショートステイ事業実績報告書」を「上尾市こどもショートステイ事業実績報告書」に、「上尾市子どもショートステイ事業実施規則」を「上尾市こどもショートステイ事業実施規則」に改める。

第12号様式中「上尾市子どもショートステイ事業利用確認書」を「上尾市こどもショートステイ事業利用確認書」に、「上尾市子どもショートステイ事業について」を「上尾市こどもショートステイ事業について」に、「子どもショートステイ事業の」を「上尾市こどもショートステイ事業の」に改める。

第13号様式中「上尾市子どもショートステイ事業委託料請求書」を「上尾市こどもショートステイ事業委託料請求書」に、「上尾市子どもショートステイ事業に」を「上尾市こどもショートステイ事業に」に、「上尾市子どもショートステイ事業実施規則」を「上尾市こどもショートステイ事業実施規則」に改める。

(上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則の一部改正)

第3条 上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則（令和5年上尾市規則第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則

第1条から第4条までの規定中「子どもトワイライトステイ事業」を「こどもトワイライトステイ事業」に改める。

第5条第1項中「子どもトワイライトステイ事業を」を「こどもトワイライトステイ事業を」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用申請書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用申請書」に改め、同項第1号中「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用調書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用調書」に改め、同条第2項及び第3項中「子どもトワイライトステイ事業」を「こどもトワイライトステイ事業」に改める。

第6条第1項中「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用決定通知書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用決定通知書」に、「上

尾市子どもトワイライトステイ事業利用却下通知書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用却下通知書」に改め、同条第2項中「上尾市子どもトワイライトステイ事業委託通知書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業委託通知書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用申請書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用申請書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用調書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用調書」に改める。

第7条第1項中「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用期間変更申請書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用期間変更申請書」に改め、同条第2項中「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用期間変更決定通知書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用期間変更決定通知書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業委託変更通知書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業委託変更通知書」に改める。

第8条中「子どもトワイライトステイ事業」を「こどもトワイライトステイ事業」に改める。

第11条第1項及び第2項中「子どもトワイライトステイ事業」を「こどもトワイライトステイ事業」に改め、同条第3項ただし書中「上尾市子どもトワイライトステイ事業登録証」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業登録証」に改める。

第12条第3号中「子どもトワイライトステイ事業」を「こどもトワイライトステイ事業」に改める。

第13条第1項中「上尾市子どもトワイライトステイ事業実績報告書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実績報告書」に、「子どもトワイライトステイ事業を」を「こどもトワイライトステイ事業を」に改め、同項ただし書中「子どもトワイライトステイ事業の」を「こどもトワイライトステイ事業の」に改め、同項第1号中「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用実績内訳書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用実績内訳書」に改め、同項第2号中「上尾市子どもトワイライトステイ事業委託料請求書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業委託料請求書」に改める。

第14条中「子どもトワイライトステイ事業」を「こどもトワイライト

ステイ事業」に改める。

第1号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用申請書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用申請書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則」に改める。

第2号様式（第1面）を次のように改める。

上尾市こどもトワイライトステイ事業利用調書

年 月 日

1 児童と家族の状況

(ふりがな)			生年月日	性別	男・女
児童氏名			年 月 日		
就学状況	学校等の名称	※(送迎先: )		学年等	
	所在地	※(送迎先: )		電話番号	※(送迎先: )
住 所	〒 ー 電話番号 ( ) [ 自宅・父携帯・母携帯 ]				
健康保険	種類				
	記号		番号		
	保険者番号				
	保険者名				
家 族	(ふりがな) 氏 名	児童との 続柄	生年月日	勤務先・通園(通学)施設	
				名 称: 所在地: 電 話:	
				名 称: 所在地: 電 話:	
				名 称: 所在地: 電 話:	
				名 称: 所在地: 電 話:	
緊 急 連 絡 先	氏 名	児童との 続柄	住所(電話番号)		
			<input type="checkbox"/> 上記住所及び電話番号と同じ 住 所: 電 話: ( )		

※送迎希望で、送迎先が上記と異なる場合に記入。

第3号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用決定通知書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用決定通知書」に、「子どもトワイライトステイ事業の」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業の」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則」に改める。

第4号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用却下通知書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用却下通知書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業の」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業の」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則」に改める。

第5号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業委託通知書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業委託通知書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業の」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業の」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則」に改める。

第6号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用期間変更申請書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用期間変更申請書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業の」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業の」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則」に改める。

第7号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業利用期間変更決定通知書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業利用期間変更決定通知書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業の」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業の」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則」に改める。

第8号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業委託変更通知書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業委託変更通知書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業の」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業の」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則」に改める。

第9号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業登録証」を「上尾

市こどもトワイライトステイ事業登録証」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業の」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業の」に改める。

第10号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業実績報告書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実績報告書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則」に改める。

第11号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業実績内訳書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実績内訳書」に改める。

第12号様式中「上尾市子どもトワイライトステイ事業委託料請求書」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業委託料請求書」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業に」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業に」に、「上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則」に改める。

(上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の一部改正)

第4条 上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則(令和6年上尾市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2号様式、第3号様式、第5号様式及び第10号様式中「子ども家庭総合支援センター」を「こども家庭保健課」に改める。

(上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則の一部改正)

第5条 上尾市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び支援提供の実施に関する規則(令和7年上尾市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「上尾市子どもショートステイ事業実施規則」を「上尾市こどもショートステイ事業実施規則」に、「子どもショートステイ事業に」を「こどもショートステイ事業に」に改め、同項第2号中「上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則」を「上尾市こどもトワイライトステイ事業実施規則」に、「子どもトワイライトステイ事業に」を「こどもトワイライトステイ事業に」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。  
(上尾市子育て支援センター管理規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に交付されている第1条の規定による改正前の上尾市子育て支援センター管理規則(次項において「旧規則」という。)の様式による書類は、同条の規定による改正後の上尾市子育て支援センター管理規則(同項において「新規則」という。)の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に提出されている旧規則の様式(次項において「旧様式」という。)による書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。  
(上尾市子どもショートステイ事業実施規則の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この規則の施行の際、現に交付されている第2条の規定による改正前の上尾市子どもショートステイ事業実施規則(次項において「旧規則」という。)の様式による書類は、同条の規定による改正後の上尾市子どもショートステイ事業実施規則(同項において「新規則」という。)の様式によるものとみなす。
- 6 この規則の施行の際、現に提出されている旧規則の様式(次項において「旧様式」という。)による書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 7 この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。  
(上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則の一部改正に伴う経過措置)
- 8 この規則の施行の際、現に交付されている第3条の規定による改正前の上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則(次項において「旧規則」という。)の様式による書類は、同条の規定による改正後の上尾市子どもトワイライトステイ事業実施規則(同項において「新規則」という。)の様式によるものとみなす。
- 9 この規則の施行の際、現に提出されている旧規則の様式(次項において「旧様式」という。)による書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 10 この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分

の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。

(上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則の一部改正に伴う経過措置)

- 1 1 この規則の施行の際、現に交付されている第4条の規定による改正前の上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則（次項において「旧規則」という。）の様式による書類は、同条の規定による改正後の上尾市子育て世帯訪問支援事業実施規則（同項において「新規則」という。）の様式によるものとみなす。
- 1 2 この規則の施行の際、現に提出されている旧規則の様式（次項において「旧様式」という。）による書類は、新規則の様式によるものとみなす。
- 1 3 この規則の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これに所要の修正を加え、なお使用することができる。